

## IV. すくすくサポート事業

### 1. すくすくサポート事業実施要領

#### 1. 目的

児童虐待防止地域協力員としてのこどもサポーターが乳幼児をもつ親との交流の機会を増やし、子育て家庭の状況を把握するなど地域で子育て家庭を支援していく体制を整備する。また、こども家庭支援室とこどもサポーターが十分な連携を図り、支援の必要な家庭を継続支援する体制を整備する。

#### 2. 実施主体

(1) この事業の実施主体は神戸市とし、その主管は各区・須磨区北須磨支所こども家庭支援室とする。

(2) こども家庭局家庭支援課は、事業の調整、実施状況等の統括を行なう。

#### 3. 実施方法

(1) こどもサポーターは、民生委員・児童委員と協力して、担当地域で行われている育児グループへ積極的にかかわっていくことで、子育て家庭の状況把握に努める。

(2) 育児グループの少ない地域においては、こどもサポーター、民生委員・児童委員は、自治会などの地域関係団体や母親代表・地域ボランティア等と協力してふれあいのまちづくり協議会事業等を活用した交流の場の企画・運営に努める。

(3) こどもサポーターの周知度を高めるため、4か月健診等でこどもサポーターの役割を紹介し、地域の実情により、希望する家庭にこどもサポーターが訪問し、地域の子育てグループなど交流の場の紹介等を行なう。

(4) こどもサポーターは活動の中で把握した支援の必要な家庭の連絡票（「要保護児童通告受付票」）を作成し、区こども家庭支援室へ提出するとともに、地区会長及び地域担当の民生委員・児童委員にも情報提供する。

(5) こどもサポーターが把握した地域見守りの必要な家庭については、こどもサポーターと区こども家庭支援室との定期的な連絡会を通し情報の共有化や支援のあり方などを協議し、必要に応じて民生委員・児童委員と協力し見守りを実施する。

#### 4. 区こども家庭支援室の役割

(1) こどもサポーターの役割紹介と連絡会の開催

(2) こどもサポーターが訪問する場合の事前研修の実施

(3) 地域での育児グループの育成支援

(4) 地域ボランティアの人材育成が必要な場合は、ボランティア養成研修

#### 5. 報告

事業実施状況をこども家庭局家庭支援課（様式8・9）に報告する。

#### 附 則

この要領は平成15年8月1日より実施する。

この要領は平成24年4月1日より実施する。